

「みんなでつくろう！消費者が主役の社会!!」

5月は消費者月間です

【問い合わせ】 市民生活課 ☎22・96308 FAX 22・9641

近年、伊賀市でも契約トラブルや悪質な手口の特種詐欺被害の相談が多く寄せられています。こうした被害を防ぐには、消費者自身が必要なる知識を身につけ、未然に防止することが大切です。
今回は、相談件数が多い2つの相談事例をもとに解説します。

◆事例① 新聞購読トラブル

訪問販売で「1万円分の商品券をあげるから、5年間の新聞契約をしてほしい」としつこく勧誘され、断りきれずに契約した。契約の期間は、平成30年から平成34年。



契約の半年後、近所に住む息子が契約書を見つけ、販売店に解約を申し出た。すると、契約時に渡した商品券と解約料を払えと言われた。

フリーング・オフはできないの？
訪問販売で新聞購読を契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、フリーング・オフ（無条件解約）ができます。

しかし、事例のように期間（8日）が過ぎてからでは、原則として一方的に解約することはできません。この場合、販売店と消費者との話し合いで解決するしかなく、高額な解約料や契約時に受け取った景品相当額の返金を求められることもあり、無条件解約は非常に困難です。
高齢者にこのような契約をさせるのは違法ではないの？
どのくらい先の契約までしてよいのかという法律の決まりはありません。

今回のように3年先の契約であっても基本的には有効です。しかし、先の契約は消費者が高齢で亡くなったり、契約したことを覚えていなかったりするなど、トラブルになるケースが多くみられます。あまり先の契約は好ましくありません。
トラブルを避けるために
○強引な勧誘や過大な景品の提供に惑わされないようにしましょう。冷静に判断し、必要のないものはキツパリ断ってください。
○契約書は必ず内容（特に購読期間）を確認し、契約期間満了までしっかりと保管するようにしましょう。
○長期間の契約や数年先の契約はトラブルのもとです。

◆事例② 電話勧誘（投資詐欺）

金融庁職員のAと名乗る人から「最近、投資に関する詐欺が横行しているので、注意してください」という電話があった。

翌日、Bという会社から未公開株に関するパンフレットが届いたが、先日の電話を思い出し、そのままにしておいた。数日後、またAから電話があり、「その後お変わりありませんか」と言われたので、例のパ

ンフレットの話をしたところ、「こだけの話、B社は非常に優良な会社で、株式市場への上場間近なんです。」と言われた。

金融庁のお墨付きがあるならと信用し、B社で500万円分の未公開株を購入した。ところが、数週間経っても上場の様子はなく、そのうちB社と連絡が取れなくなってしまう。

早めの相談が大切

このような事例は、はじめから詐欺目的なので、お金を払ってしまってから取り戻すことは困難です。被害の拡大を食い止めるためにも、おかしいと思ったら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センターや警察などに相談しましょう。

トラブルを避けるために

金融庁や消費者庁といった公的機関の職員を名乗ってワナを仕掛けてきます。公的機関の職員が特定の株や社債・商品を保証するよ

うな言動をとることはありません。誰からの、どんな話でも「おいしい話が他人から持ち込まれることはない」ということを忘れずに！はつきりと断りの意思を伝えましょう。



《困ったときは市民生活課へ》

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。職員や消費生活専門相談員が相談に応じます。

【相談窓口】

消費生活相談専用ダイヤル ☎22・9626 平日午前9時～午後4時
※専門相談員が相談に応じる日時は月・水・金曜日の午前9時～午後4時(原則)

各地区の課題に取り組むために

地区振興計画を策定しました

【問い合わせ】 総合政策課 ☎22・9620 FAX22・9672

平成27年3月に、上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山それぞれの地区の課題や目標、取り組みの内容を記載した「地区振興計画」を策定しました。

地域が主体的にまちづくりに参加するために

平成26年3月に策定した第2次伊賀市総合計画基本構想では、伊賀市のまちづくりについて、行政だけでなく市民の皆さんや自治組織、市民活動団体、企業などあらゆる主体が力を結集して取り組むことを示しています。

地区の人たちが自ら地区振興を推進するため、各地区内の複数の住民自治協議会などの団体が連携して行う事業や、各自治組織と行政が連携する事業について、地域が主体となって取り組む必要があることから、素案を検討する段階から各住民自治地区連合会などで検討を重ね「地区振興計画」を策定しました。

策定は各支所単位

地区振興計画の策定単位は、各支所単位としています。

ただし、実際のまちづくりの取り組みについては、地区の枠を越えて住民自治協議会などが積極的に連携することも、今後のまちづくりにとって重要な視点です。

再生計画と連動しています

地区振興計画は、総合計画第1次再生計画と連動するものとして、再生計画の計画期間から1年ずらした、平成27年度から平成29年度までの期間としています。

地区振興計画の構成

各地区振興計画は、次のとおり構成しています。

- ①地区の概況
- ②地区の基礎データ
- ③地区の特性
- ④まちづくりの課題
- ⑤まちづくりの目標
- ⑥まちづくりの取り組み

地区の現状・課題・特性を把握しながら、地区内の住民自治協議会などが協働して行う取り組み、地区内の住民自治協議会などと行政が協働して行う取り組みを掲載しています。

まちづくりの目標

《上野地区》 豊かな自然と薫り高い歴史・文化が賑わいをつくる交流のまち

《伊賀地区》 一人ひとりが輝く、安心安全で、次世代につながる住民参加のまちづくり

《島ヶ原地区》 いつまでも元気でいきいき暮らせる、緑に包まれた癒しの郷づくり

《阿山地区》 自然とともに心のかよう住んで幸せ暮らしの舞台

《大山田地区》 次代に繋ぐ、誰もが住みよい、いきいき輝くまちづくり

《青山地区》 みどりとこころと安心を育むまちづくり

※地区振興計画は、総合政策課・各支所振興課・各地区市民センター・市ホームページでご覧いただけます。



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など